

経済安全保障重要技術育成プログラム よくあるご質問 (FAQ)

No.	分類	質問	回答
1	提案について	研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。	応募可能です。ただし、研究開発課題実施期間中に定年を迎える等の場合においても、研究代表機関に所属し「提案者の要件」は維持される必要があります。また、JSTが研究代表機関との委託研究契約を継続できることが必要です。
2	提案について	「主たる研究分担者」や「参加者」として、本事業への複数の研究開発提案に参画できますか。	複数の研究開発提案に参画することは可能です。 ただし、選考の結果、複数の研究開発課題に参画することになった場合には、過度の集中、不合理な重複を考慮し、PD・POの判断により、研究開発費を減額する、もしくは参画する研究開発課題を選択する等の調整を行うことがあります。詳細は募集要項「4.2 重複応募の制限」をご覧ください。
3	提案について	提案する研究開発の内容に関する相談については対応していただけますか。	研究開発課題の内容に関する個別のご相談は、公平性を担保する観点から承っておりません。
4	研究実施体制について	提案者等の要件に、「提案者及び主たる研究分担者は日本の居住者であること。（ここで言う居住者とは外為法の居住者（特定類型該当者を除く）であること。）」とありますが、他の研究参加者に対する特定の要件はございますでしょうか。	提案要件として、研究代表者や主たる研究分担者以外の参加者については定めておりません。 なお、本事業では、安全保障貿易管理や営業秘密保護に関する法令上必要な取組、研究インテグリティとして求められる取組及び安全管理措置について、研究代表者及び主たる研究分担者の所属する機関において適切に取り組むことが求められております。
5	経費について	直接経費の説明で、出願料や手続き費用などの成果に係る特許関連経費が支出可能であると記載されているが、本事業において出願・登録した特許の維持経費は研究開発課題終了後も引き続きJSTから措置されるのでしょうか。	いいえ。直接経費から成果に係る特許関連経費が支出可能な期間は、JSTとの委託研究契約が締結されている間のみとなります。
6	経費について	直接経費の説明に「研究マネジメントに要する経費」が支出可能との記述がありますが、主たる研究分担者の所属機関における研究マネジメントの経費も対象となるのでしょうか。	いいえ。研究代表機関における、研究代表者の活動を効果的・効率的に実施できる環境を整備し、必要となる体制を構築する等の支援に必要となる経費が対象となります。
7	提案様式について	「様式6 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」において、「国内外を問わず」とありますが、海外機関からの受け入れ予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すれば良いですか。	応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れる全ての研究資金について記入するようにしてください。なお、締結済みの秘密保持契約等の内容に基づき記載することができないなど、やむを得ない事情により記載が難しい場合は、エフォート以外の項目は記入せずにご提出いただくことが可能です。（審査の際に外部の専門家が閲覧しますので記載にはご注意ください）